

奈良県コンベンションセンター条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十一号

奈良県コンベンションセンター条例

(設置)

第一条 観光及び交流の拠点として人々の来訪を促し、地域経済の活性化及び文化の発展に寄与するため、奈良県コンベンションセンター（以下「コンベンションセンター」という。）を奈良市に設置する。

(使用の承認)

第二条 コンベンションセンターの施設、設備等を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことができる。

- 一 コンベンションセンターの設置目的に違反するとき。
- 二 公益を害するおそれがあるとき。
- 三 コンベンションセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- 五 コンベンションセンターの管理上支障があるとき。

3 知事は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 偽りその他不正の手段によって使用の承認を受けたとき。
- 三 使用の承認の条件に違反したとき。

- 四 前条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 五 公益上特に必要があるとき。

(損害賠償)

第四条 コンベンションセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定等)

第五条 コンベンションセンターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）である法人は、主としてコンベンションセンターの管理を行う指定管理者になることができない。ただし、知事、副知事並びに同条第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百二十二条に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りでない。

3 第一項の規定による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
い。

- 一 コンベンションセンターの管理に関する事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 知事は、前項の規定による提出があつたものうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- 一 住民の平等な利用が確保されること。
- 二 施設の効用を最大限に發揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事がコンベンションセンターの設置目的を達成するため必要と認める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第六条 指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってコンベンションセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者に行わせることができる業務の範囲等)

第七条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 コンベンションセンターの施設、設備等の維持管理に関する業務
 - 二 コンベンションセンターの利用の促進に関する業務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 2 知事は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、コンベンションセンターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(指定管理者の指定に係る特例)

2 第五条第三項及び第四項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初にコンベンションセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八条第一項の規定により選定した民間事業者を指定管理者として指定するものとする。